## 議案第136号

渋川市営駐車場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年11月28日提出

渋川市長 星 名 建 市

渋川市営駐車場条例の一部を改正する条例

渋川市営駐車場条例(令和元年渋川市条例第34号)の一部を次のように 改正する。

第3条第1項第1号を削り、同項第2号中「(以下「定期利用」という。)」を削り、同号を同項第1号とし、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とし、同条第2項中「ごとの利用の用途は、別表第2に定めるとおりとし、駐車場」を削る。

第8条中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第9条第1項を削り、同条第2項中「定期利用の」を削り、同項を同条と する。

別表第1渋川市営渋川駅前第2駐車場の項及び渋川市営渋川駅前第3駐車場の項を削る。

別表第2を次のように改める。

### 別表第2(第8条関係)

名称	1 台につき 1 月	
渋川市営並木町駐車場	屋内駐車場 5,0	0 0 円
	屋外駐車場 4,0	0 0 円
渋川市営敷島駅南駐車場		3,000円
渋川市営敷島駅北駐車場		2,000円
渋川市営津久田駐車場		1,250円

別表第3を削る。

附則

この条例は、令和8年3月1日から施行する。

# 理由

渋川市営渋川駅前第2駐車場及び渋川市営渋川駅前第3駐車場を廃止する

ため、所要の改正をしようとするものである。

# 渋川市営駐車場条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

1 台につき 1 月

屋内駐車場 5,000円

別表第2(第8条関係)

渋川市営並木町駐車場

名称

(傍線の部分は改正部分)

改 案 現 行 正 (駐車場の利用) (駐車場の利用) 第3条 駐車場は、次に掲げる用途に利用することができる。 第3条 駐車場は、次に掲げる用途に利用することができる。 (1) 1時間を単位とする車両の駐車(以下「一時利用」という。) (1) 1月を単位とする車両の駐車 (2) 1月を単位とする車両の駐車(以下「定期利用」という。) (2) 前号 に定めるもののほか、市長が特に必要と認める用途 (3) 前2号に定めるもののほか、市長が特に必要と認める用途 2 駐車場 に駐 2 駐車場ごとの利用の用途は、別表第2に定めるとおりとし、駐車場に駐 車できる車両は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第 車できる車両は、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第 2条の表に規定する普通自動車とする。 2条の表に規定する普通自動車とする。 (使用料) (使用料) 第8条 使用料は、別表第2のとおりとする。 第8条 使用料は、別表第3のとおりとする。 (使用料の納付) (使用料の納付) 第9条 一時利用の利用者は、利用を終了するときに使用料を納付しなけれ 第9条 ばならない。 利用者は、毎月末日までに、その月の使用料を納付しなけれ 2 定期利用の利用者は、毎月末日までに、その月の使用料を納付しなけれ ばならない。 ばならない。 別表第1(第2条関係) 別表第1 (第2条関係) 位置 名称 位置 名称 渋川市営並木町駐車場 渋川市渋川711番地及び720番地4 渋川市営並木町駐車場 渋川市渋川711番地及び720番地4 渋川市営敷島駅南駐車場 渋川市赤城町敷島429番地14他2筆 渋川市営渋川駅前第2駐車場 渋川市渋川1832番地21他2筆 渋川市渋川1831番地24他6筆 渋川市営渋川駅前第3駐車場 渋川市営敷島駅南駐車場 (略) 渋川市赤城町敷島429番地14他2筆 (略)

別表第2 (第3条関係)

渋川市営並木町駐車場

名称

§案第136号参考資料

用途

定期利用

	屋外駐車場	4,	000円		
渋川市営敷島駅南駐車場				3,	000円
渋川市営敷島駅北駐車場				2,	000円
渋川市営津久田駐車場				1,	250円

渋川市営渋川駅前第2駐車場	一時利用
渋川市営渋川駅前第3駐車場	定期利用 一時利用
渋川市営敷島駅南駐車場	定期利用
渋川市営敷島駅北駐車場	定期利用
渋川市営津久田駐車場	定期利用

別表第3 (第8条関係)

名称 用途 使用料   渋川市営並木町駐車場 定期利用 屋内駐車場 5,000円   場川市営渋川駅前第2駐車場 一時利用 2駐車場 最初の30分を超え7時間 30分を超え7時間 30分まで1時間につき 100円   7時間30分を超え24時間まで で駐車する場合は、24時間までごとに、800円又は1時間増すごとに100
渋川市営渋川駅前第 2駐車場一時利用 まで 最初の30分 を超え7時間 30分まで1 時間につき無料7時間30分 を超え24時 間まで800円(24時間を超えて駐車する場合は、24時間までごとに、800円又
渋川市営渋川駅前第 2駐車場 一時利用 まで 最初の30分 を超え7時間 30分まで1 時間につき 最初の30分 を超え7時間 30分まで1 時間につき   7時間30分 を超え24時間まで 100円 24時間を超えて駐車する場合は、24時間までごとに、800円又
最初の30分を超え7時間30分まで1時間につき   7時間30分を超え24時間を超えを超え24時間まで   100円   100円
を超え7時間 30分まで1 時間につき   7時間30分 を超え24時 間まで 800円(24時間を超え て駐車する場合は、24時間までごとに、800円又
3 0 分まで 1   時間につき     7 時間 3 0 分
時間につき7時間30分 を超え24時 間まで800円(24時間を超え て駐車する場合は、24時 間までごとに、800円又
7時間30分 800円(24時間を超えを超え24時間を超えて駐車する場合は、24時間まで   1までごとに、800円
を超え24時間まで   て駐車する場合は、24時間までごとに、800円又
を超え24時間まで   て駐車する場合は、24時間までごとに、800円又
間まで
は1時間増すごとに100
円を加算した額のいずれか
<u>低い額を加算する。)</u>
渋川市営渋川駅第3   定期利用   1月(平日の   6,000円
駐車場
一時利用   最初の30分   無料
<u>まで</u>   最初の30分 100円
<u>最初の30分</u>   を超え4時間
<u>で超える時間</u>   30分まで1
<u>  50 カまとす</u>   時間につき
は1時間増すごとに100

議
偨
徭
$\vdash$
$\omega$
6
草
(M)
批
資
\ I=

			低い額を加算する。)
渋川市営敷島駅南駐	定期利用	1月	3,000円
<u>車場</u>			
渋川市営敷島駅北駐	定期利用	1月	2,000円
車場			
渋川市営津久田駐車	定期利用	1月	1, 250円
場			

# 備考

- 1 この表において平日とは、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律 (昭和23年法律第178号)に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除いた日をいう。
- 2 一時利用において有料となる駐車時間に1時間未満の端数があると きは、その端数を1時間として計算するものとする。